

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
◎告示 (災害対策基本法による地方公共機関の指定)の一部改正 (地震・防災課)	1
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	3
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	3
○道路の供用開始 ( " )	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4

## 告 示

### 高知県告示第683号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年12月8日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区

### 高知県告示第684号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第3項の規定により平成18年12月高知県告示第781号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年12月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年12月8日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区

### 高知県告示第685号

昭和37年10月高知県告示第448号 (災害対策基本法による地方

公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

「高知市本町三丁目3番21号」を「高知市鷹匠町二丁目1番5号」に、「高知市鷹匠町二丁目1番36号」を「高知市丸ノ内一丁目7番45号」に、

「高知市若松町10番11号」を「高知市若松町10番11号」に、

「高知市朝倉倉375番地1」を「高知市朝倉倉375番地1」に、

「高知市朝倉倉825番地5」を「高知市丸ノ内一丁目2番20号」に、

「高知市本町四丁目2番15号」を「高知市本町三丁目2番15号」に、

「高知市本町三丁目2番15号」を「高知市本町三丁目2番15号」に改める。

### 高知県告示第686号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成22年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町西峰字黒松ノ畝3351、3352の1、3352の2、4903の1、字三谷川3359、3361の1、3361の2、字三谷郷3362、字セゴノ谷3365の4、字下タヲモアレ5020、字ヲモアレ3853の2 (次の図に示す部分に限る。)、3858、3860、字モミノ向イ5019 (次の図に示す部分に限る。)、字イチミヤシキ5024の4・5026・5027 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備  
(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒松ノ畝3352の1・3352の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字三谷川3359・3361の1・3361の2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字三谷郷3362 (次の図に示す部分に限る。)、字セゴノ谷3365の4 (次の図に示す部分に限る。)、字下タヲモアレ5020 (次の図に示す部分に限る。)、字ヲモアレ3853の2・3858・3860 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字モミノ向イ5019 (次の図に示す部分に限る。)、字イチミヤシキ5024の4・5027 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5026

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町西峰字黒松ノ畝3352の3、3352の4、4902の2、字長アレ4264の1、字カンパノ内4265の4、字イチミヤシキ5022の1、5022の3、5023の1、5023の2、5023の4、5023の5 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備  
(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字黒松ノ畝3352の3・3352の4・4902の2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字カンパノ内4265の1 (次の図に示す部分に限る。)、字カンパノ内4265の4 (次の図に示す部分に限る。)、字イチミヤシキ5022の1・5022の3・5023の1・5023の2・5023の4 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町西峰字ツカノヲ5034の1、字ナカノヲ5045の4、字ニロ畝5043の1

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備  
(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ツカノヲ5034の1 (次の図に示す部分に限る。)、字ナカノヲ5045の4 (次の図に示す部分に限る。)、字ニロ畝5043の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

<p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>4 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字光石5054の2、5054の3、5055の1、5055の3</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字光石5054の2・5054の3・5055の1・5055の3 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>5 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字カモ荒4235の3、4235の4、4235の16、字ハギノヤスバ4238の2から4238の4まで、字ヒビ山5066の3</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カモ荒4235の3・4235の4・4235の16 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字ハギノヤスバ4238の2から4238の4まで (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字ヒビ山5066の3 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第687号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。</p> <p>平成22年12月10日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字長瀬川2399の1、2399の2、2403の1</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字長瀬川2399の1・2399の2・2403の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>2 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字轟3935の1、3937の1、字金剛3938の2、字キヌガウチ4091</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字轟3935の1・3937の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字金剛3938の2 (次の図に示す部分に限る。)、字キヌガウチ4091 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>3 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字打置4074、字山ノ神4132の1 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字打置4074 (次の図に示す部分に限る。)、字山ノ神4132の1</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>4 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字トドロノ向イ1094、4142の3 (次の図に示す部分に限る。)、4142の4</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字トドロノ向イ1094・4142の4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、4142の3</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>5 (1) 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町西峰字磯名1139 (次の図に示す部分に限る。)、4144の4</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p>
--	--	---

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字磯名1139、4144の4 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6 (1) 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町西峰字カモ荒4234の136

(2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字カモ荒4234の136 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

7 (1) 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町西峰字ヨメガシワ1150、1152、1154の2、4152の2、字カヤノ畝1155から1159まで、字カモ荒4234の5、4234の13

(2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ヨメガシワ1150・1152・1154の2・4152の2 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、字カヤノ畝1155から1159まで (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字カモ荒4234の5・4234の13 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

8 (1) 保安林予定森林の所在場所  
 長岡郡大豊町西峰字カモ荒4234の75

(2) 指定の目的  
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字カモ荒4234の75 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第688号**  
 漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。  
 平成22年12月10日  
 高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

1 窪津漁業協同組合の地区  
 小型漁船漁業

2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区のうちの土佐清水市大津を除く区域  
 小型漁船漁業

3 春野町漁業協同組合の地区  
 主として機船船びき網を使用して営む漁業

**高知県告示第689号**  
 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成22年12月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年12月10日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 高知春野  
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市神田字シルタニ2413番15から高知市神田字シルタニ2414番29まで	前	5.9 9.6	130
	後	14.0 44.8	138

**高知県告示第690号**  
 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成22年12月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年12月10日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
 2 路線名 高知土佐  
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鶴来巢1499番2から高知市針木本町5番1まで	前	7.9 21.5	1,364
	後	16.0 22.5	1,364

**高知県告示第691号**  
 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成22年12月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成22年12月10日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
 2 路線名 重倉笠ノ川

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市白木谷字市ノ内294番から 南国市白木谷字市ノ内291番2まで	46	平成22年12月29日

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年12月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	前田 哲生	高岡郡四万十町仁井田	808
〃	市川 幸雄	〃 中土佐町大野見萩中	782
〃	明神 健夫	〃 津野町 北川	4937
(就任)			
理事	高瀬 満伸	高岡郡四万十町小野	528-2
〃	池田 洋光	〃 中土佐町久礼	98
〃	池田 三男	〃 津野町 白石甲	1021